

新年度の準備はお済みですか？

各種手続きなどのおしらせ

TOPICS 01

異動シーズンに休日窓口を開設します

住所を変更する際には、
転入・転出の届けが必要です

例年、3月末から4月初めにかけて、住所変更をされる方が多くなります。そこで、転出・転入などの届出やそれに伴う事務手続きなどを休日も行えるように窓口を開設します。

●日にち 3月29日(日)、4月4日(土)

●時間 8:15～12:00

●場所 市役所本庁舎

●取扱い業務

住民異動や戸籍届出に伴う各種関係手続き

●開設窓口

本庁舎2階…税務課(4・7・8番窓口)

※税務課で発行する証明書等のお支払いは現金のみのお取り扱いとなります。

子育て健康課(9・10番窓口)

本庁舎3階…上下水道課(15番窓口)

●取扱い業務

- ・住民異動の届出(転入、転出など)
 - ・戸籍の届出(出生、死亡、婚姻など)
 - ・印鑑登録
 - ・戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明書などの交付
- ※パスポート・住民異動を伴わないマイナンバーカード事務は除きます。

●開設窓口

本庁舎2階…市民課(1・2・3番窓口)

※尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所は開設しません。

転出届はマイナポータル
からも可能です!



【手続きの際の注意点】

- ・本人確認が必要な場合がありますので、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ・手続きによっては、後日改めて市役所へおいでいただくことがあります。

【問合せ】 市民課 市民係 ☎55-5309 (本庁舎2階1・2・3番窓口)

TOPICS 02

上下水道の手続き、忘れていませんか？

以下に該当する方は上下水道の届出を忘れず
お願いします

- ① 上下水道を使い始める方
- ② 上下水道を止める方
- ③ 使用者名を変える方
- ④ 転居・転出・死亡などで、世帯の人数が変更になる方

※①・②の方は、3営業日前までに届出をお願いします。

※異動の届出をしない場合、さかのぼって料金が請求されたり、前住所の料金が引き続き請求されたりします。

●届出先

平賀・尾上地域	上下水道課(本庁舎3階)
碓ヶ関地域(上水道)	久吉ダム水道企業団
碓ヶ関地域(下水道)	上下水道課(本庁舎3階)

水道料金・下水道使用料のお支払いは
口座振替が便利です!

一度のお申込みで、水道料金・下水道使用料が毎月ご希望の口座から自動で引き落とされます。

※碓ヶ関地域の水道料金の口座振替については、久吉ダム水道企業団へお問い合わせください。

●取扱金融機関

- ・青森みちのく銀行 ・東奥信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・青い森信用金庫 ・東北労働金庫
- ・つがる弘前農業協同組合 ・津軽みらい農業協同組合

●申込方法

通帳と届出印をお持ちのうえ、
取扱金融機関へお申し込みください。

●口座振替開始時期

お申込みから3～4週間かかります。

口座振替日

毎月25日

※金融機関が休日の場合は翌営業日

【問合せ】 上下水道課 総務係 ☎55-5383 (本庁舎3階15番窓口)、久吉ダム水道企業団 ☎48-2229

TOPICS 03

国民健康保険の手続きを忘れずをお願いします



住所変更される方、健康保険が変更になる方へ

職場の健康保険と違い、**国民健康保険の手続きは自分で行わなければなりません**。加入の届出が遅れると、加入資格を得た月分までさかのぼって国民健康保険税を納めなければなりません。

さらに、**加入の届出をしていない場合**、その間の**医療費は全額自己負担**になります。また、脱退の届出が遅れると、保険料(税)を二重に支払ってしまうこともありますので、必ず**異動のあった日から14日以内**に届け出ましょう。

詳細はこちら



➤ 進学した時は

国民健康保険に加入している方が進学により平川市から他市区町村へ住所を変更する場合は、学生用資格確認書等の手続きが必要です。転出届を提出したら、学生用資格確認書等の届出をお願いします。

必要なもの 学生であることが証明できるもの(在学証明書または学生証)、国民健康保険の資格確認書等

学生用資格確認書等とは？

平川市に住所のない方は、原則として平川市の国民健康保険を使うことができません。しかし、特例として、就学を理由に住所を変更し、平川市にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、平川市が発行する学生用資格確認書等を使うことができます。(使用できるのは「学生である期間」のみ)

学生用資格確認書等をお持ちの方が卒業する場合

学生用資格確認書等を返却し、進路に応じた手続きが必要です。また、進学などにより、学生である期間が延長となる場合も手続きが必要です。学生用資格確認書等をお持ちの方がいる世帯には、3月中に案内通知をお送りしますので、手続きをお願いします。

[問合せ] 税務課 国保係 ☎55-5328 (本庁舎2階4番窓口)

TOPICS 04

軽自動車の廃車・名義変更は届出が必要です



軽自動車税(種別割)は、毎年**4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税**されます。廃車・名義変更などの異動がある場合は届出が必要となります。なお、必要な書類については届出場所へお問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)は公道の走行の有無にかかわらず、乗用装置(座席)が備えつけられている車両をお持ちの場合は課税の対象になりますので、ナンバープレート取得の届出が必要です。

●車種ごとの届出場所

①一般原動機付自転車(排気量125cc以下)、特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)、小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)、ミニカー
税務課住民税係、尾上・碓ヶ関総合支所、葛川支所
☎55-5368

②軽二輪自動車(排気量125cc超250cc以下)、小型二輪自動車(排気量250cc超)
東北運輸局 青森運輸支所
☎050-5540-2008

③軽自動車(排気量660cc以下の三輪・四輪)
軽自動車検査協会 青森事務所
☎050-3816-1831

令和7年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けた身体障害者などの方へ

令和7年度に減免決定を受けた身体障害者などの方(各種手帳の交付を受けた方)のうち、減免事由(減免希望車両や運転者など)に変更がない場合は、**減免申請を省略**できます。4月上旬に令和7年度の申請状況を記載した「**減免予定通知書**」を**発送**しますので、令和8年の状況と変更がある場合は、4月末までに税務課住民税係へご連絡ください。

なお、生活保護受給者や構造(車いす移動車など)により減免を受けた方は、減免申請を省略できません。減免申請については、広報4月号でお知らせします。

※②・③は、以下の場所で手続きの代行を有料で行っています。

一般社団法人 弘前自動車協会 ☎32-7237 / 一般社団法人 黒石地区自動車協会 ☎53-2006

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎55-5368 (本庁舎2階8番窓口)

TOPICS 05

引越しの際は忘れずに住民票を移しましょう



住民票は、選挙に投票することができる方の名簿である「選挙人名簿」への登録などにつながる大切な情報です。進学や就職などで引越する際は、転入・転出の手続きを行いましょう。

Q. 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

A. 住民票を移してから3か月を経過すると、引越し後の新しい住所地で投票することができます。3か月を経過する前に選挙があった場合は、引越し前の住所地での投票となります。

※引越し前の住所地での投票は、引越し前の住所地に3か月以上住んでいた必要があります。

※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎55-5392（本庁舎3階16番窓口）

Q. 選挙の日に引越し前の住所地に行けない場合は、投票できないの？

A. 「不在者投票」で投票ができます。

「不在者投票」は仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。

※投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

Fire station news

消防署 NEWS.

春の火災予防運動 ～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

4月13日(月)から19日(日)まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆さまの大切な命や貴重な財産を奪います。火の取り扱いには十分注意しましょう。

林野火災注意報・警報

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、令和8年1月1日から弘前地区消防事務組合火災予防条例を改正し林野火災注意報・警報の運用を開始しました。「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令した際には、林野及び林野周辺の区域において火の使用が制限されます。



発令基準

●林野火災注意報（当日の気象状況にもよる）

- ①前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下
- ②前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報
- ①、②のいずれか

●林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表されている場合

※火気使用制限に従わなかった場合は罰則があります。

火の使用制限とは

- 山林等での火入れ及び喫煙をしないこと
- 煙火の消費（花火等の使用）をしないこと
- 屋外での火遊び及びたき火をしないこと
- 屋外での引火性または爆発性の物品・可燃物付近での喫煙をしないこと
- 残火（たばこの吸い殻等）、取灰または火粉の始末をすること

枯草・枝等の焼却による火災に注意を！

毎年4、5月は、枯草や枝等の廃棄物を焼却し、強風にあおられ周囲の可燃物に燃え広がる火災が発生しています。廃棄物の焼却は原則禁止されています。農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合は、以下のことに注意してください。

- 風の強い日には燃やさない
- 一度に大量に燃やさない
- 燃やしている時は目を離さない
- その場を離れる時は、完全に消火したことを確認する

※ 農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合であっても「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令した際には焼却できませんので、ご協力をお願いいたします。

【問合せ】 弘前消防本部予防課 ☎32-5104 または、最寄りの消防署、分署へ

自転車にも反則切符が適用されます

令和8年4月1日から、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。自転車の交通ルール遵守を図るため、**16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、「交通反則通告制度（青切符）」が導入されることとなりました。**

対象年齢

- 16歳以上 ※運転免許の有無は関係ありません
- 16歳未満の者にも指導警告を行います

検挙の対象となる交通違反

○違反自体が悪質・危険なもの

- ・警告なしに即検挙（青切符処理）されるもの
携帯電話使用等（保持）、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良（ブレーキを備えていない自転車）

・刑事手続きに移行（赤切符が適用）されるもの

酒酔い・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）

○違反態様（＝違反が招いた結果、違反の行われ方）が悪質・危険なもの

- ・違反状況を総合的に判断して青切符処理されるもの
信号無視（赤色等）、指定場所一時不停止等、横断歩行者等妨害等、無灯火、通行区分違反（右側通行等）など

Q. 運転免許を持っている場合、点数はどうなりますか

A. 運転免許の行政点数は付されません。ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

Q. 交通違反を繰り返すとどうなりますか

A. 青切符の交通違反手続きとは別に、自転車運転者講習の受講が必要となります（14歳以上が対象）。3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることになります。

〔問合せ〕 黒石警察署 ☎52-2311



郷土料理について知ろう

しとぎもち作り



平川市産の米粉を使った
「しとぎもち」を作りました

平川市学校給食センターでは郷土料理の伝承のため、平川市食生活改善推進委員会と協力して、市内中学校で調理実習を行っています。

昨年11月、平賀西中学校2年生が食生活改善推進員のみなさんを講師に「しとぎもち」を作りました。

生徒たちは熱心に作り方を教わり、丁寧に作業しました。

郷土に伝わるおやつ
の歴史やその土地の風土を
学び、調理し、味わうこと
で地域の伝統を受け継ぐ
心を持ってほしいと思
います。



米粉とお湯を混ぜてからこねて、丸めたあんこを包み、平らな丸型にして、フライパンで蒸し焼きにします。



〔問合せ〕 平川市学校給食センター ☎44-2835